

記者発表資料

台風11号に伴う降雨による
国道20号（相模湖区間）の通行止めを解除します。
【第2報】

台風11号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値）に達したため、以下の区間において、通行止め（雨量による通行規制）を実施しておりましたが、パトロールの結果、安全が確認されたため通行止めを解除します。

《通行止解除》

平成27年7月16日（木） 16時10分

《通行止解除区間》

■ 国道20号 相模湖区間

相模原市緑区与瀬～相模原市緑区吉野（1.5km）

雨量による通行規制へのご理解とご協力ありがとうございました。

発表記者クラブ

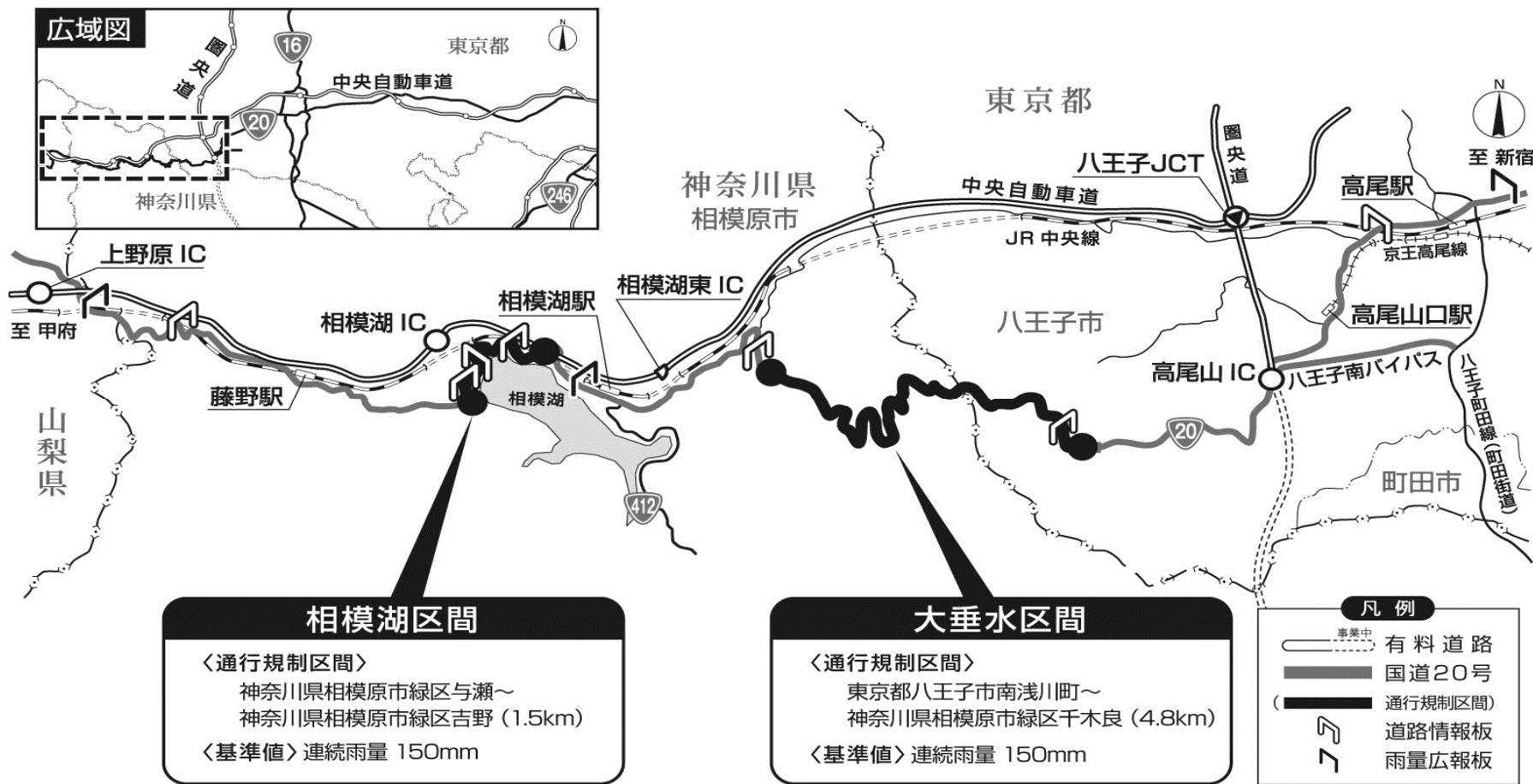
竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ
八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所
TEL 042-643-2001(代)

地域広報官（副所長） なかはら 中原 こうじ 浩慈、管理第二課長 みずの 水野 ひでゆき 秀幸

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



通行止め解除
 平成27年 7月 16日
 16時10分～

通行可能

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、連続雨量(降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。)で定めています。